



鳥取県公報

平成15年 2月 4日(火)
第 7 4 5 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	結核予防法による医療機関の指定 (56) (健康対策課) 1
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (57) (") 1
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (2 件) (58・59) (県民活動推進課) 2
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (60) (住宅環境課) 3
	土地改良区の定款の変更の認可 (61) (耕地課) 3
	保安林の指定の解除予定 (62) (森林保全課) 3
	漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を 求めるための発起人の届出 (63) (水産課) 4
	開発行為に関する工事の完了 (64) (都市計画課) 4
公 告	平成14年度鳥取県職員採用試験 (資格・免許職等) の実施 (人事委員会事務局任用課) 5
調達公告	一般競争入札の実施 (水産課) 9

告 示

鳥取県告示第56号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第 1 項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第 2 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年 2月 4日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
渡辺内科医院	米子市皆生温泉一丁目12 - 32	平成15年 1月 3日

鳥取県告示第57号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第 2 条の 6 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年 2月 4日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
渡辺内科医院	米子市皆生温泉一丁目12 - 32	平成15年1月2日

鳥取県告示第58号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年3月10日までの間、鳥取県生活環境部県民活動推進課において公衆の縦覧に供する。

平成15年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成15年1月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人北東亜交流 T M L 創研

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

河本 義雄

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市行徳一丁目450 - 4

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

本会は、結婚ができない人々の拡大情勢を重い社会課題と捉え、その改善行動は、これからの地域づくり及び人権擁護の推進を発展させるために緊要な事項と規定する。すなわち、結婚問題が円満な社会づくりは、地域福祉増進の根幹を占めるとの理念である。

よって本会は、すべての人々が結婚し、子どもを育てる喜びが共有できる地域社会実現に、(1).不特定多数の人々に対して国際結婚（対象地域：北東アジアに特定）を推奨し、その実現促進支援活動を行う。(2).外国人配偶者を迎え入れる体制として、私塾（追って公認授権）日本語学校（日本料理、日本文化講座併設）の常設を行う。公認授権後は、一般学生の受け入れ事業も実施する。(3).国際協力活動の推進のため、外国人との協働から生まれる、公益寄与及び地域産業の振興が期待できる特殊技術陣等の招聘活動と貿易活動を行う。

これらから、社会教育活動、少子化社会及び過疎化社会の改善活動が推進できることを確信し、前記各項とあわせ目的とする。

鳥取県告示第59号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年3月21日までの間、鳥取県生活環境部県民活動推進課において公衆の縦覧に供する。

平成15年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成15年1月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人心のケア・ネットワーク

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

太田垣 健二

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市元町222

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は現代の社会環境及び家庭環境の中で、悩み、傷つき、不安を抱え、心のケア及び教育を必要とする人々に対して、幅広い支援を行い、すべての人々が健やかに暮らすことが出来る豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第60号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施行者の名称

倉吉市

2 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業 倉吉市公共下水道

3 事業施行期間

昭和52年3月1日から平成16年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

追加する部分 倉吉市明治町二丁目の一部

(2) 使用の部分

なし

鳥取県告示第61号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、米子市石州府土地改良区の定款の変更を平成15年1月29日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第62号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成15年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡羽合町大字長瀬字新川前2295の1、2295の2
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第63号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

届出事項			指定漁船調書の縦覧	
発起人の住所及び氏名	加入区の名称	漁船損害等補償法第113条第1項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	場 所	期 間
西伯郡名和町大字御来屋28 - 1 敦賀 亀義 西伯郡名和町大字御来屋988 灘本 雄一	御来屋加入区	御来屋漁業協同組合	西伯郡名和町大字御来屋1101地先 御来屋漁業協同組合	平成15年2月4日から同月18日まで
西伯郡中山町下甲336 小田井 榮次郎 西伯郡中山町下甲616 - 12 森長 達己	中山加入区	中山漁業協同組合	西伯郡中山町塩津395 - 4 中山漁業協同組合	

鳥取県告示第64号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成15年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成14年11月18日鳥取県指令鳥県土維第944号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
岩美郡国府町奥谷二丁目
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
岩美郡国府町奥谷一丁目175 - 1

川上喜勝

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成15年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成15年2月4日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成14年度鳥取県職員採用試験（資格・免許職等）

2 試験の種類及び採用予定者数

試 験 の 種 類	採用予定者数
社 会 福 祉	2 名 程 度
獣 医 師	3 名 程 度
建 築	1 名 程 度
保 健 師	5 名 程 度
保 育 士	2 名 程 度
機 械 技 術	1 名 程 度
薬 剤 師	5 名 程 度
診 療 放 射 線 技 師	2 名 程 度
理 学 療 法 士	2 名 程 度
作 業 療 法 士	2 名 程 度
言 語 聴 覚 士	2 名 程 度
学 芸 員 (美 術)	2 名 程 度
学 芸 員 (人 文)	1 名 程 度
学 芸 員 (自 然)	1 名 程 度
文 化 財 主 事	7 名 程 度
司 書	5 名 程 度
船 舶 乗 組 員 (航 海 士)	1 名 程 度
船 舶 乗 組 員 (通 信 長)	1 名 程 度
船 舶 乗 組 員 (司 ち ゅ う 員)	1 名 程 度

(注) 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

3 対象となる職

(1) 社会福祉、獣医師、建築及び保健師

知事の事務部局等に勤務する行政職給料表2級相当程度の職員の職

(2) 保育士

知事の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

(3) 機械技術

知事の事務部局等に勤務する研究職給料表1級相当程度の職員の職

(4) 薬剤師

知事の事務部局等に勤務する医療職給料表(2)2級相当程度の職員の職

(5) 診療放射線技師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士

知事の事務部局等に勤務する医療職給料表(2)1級相当程度の職員の職

(6) 学芸員(美術)、学芸員(人文)及び学芸員(自然)

教育委員会の事務部局等に勤務する研究職給料表1級相当程度の職員の職

(7) 文化財主事

教育委員会の事務部局等に勤務する教育職給料表(2)2級相当程度の職員の職

(8) 司書、船舶乗組員(航海士)、船舶乗組員(通信長)及び船舶乗組員(司ちゅう員)

教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次に掲げる試験の種類に応じ、それぞれに定める給料月額のほか諸手当が支給される。なお、これらの給料月額は、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例(平成14年鳥取県条例第4号)第7条の規定による減額後の額である。

- (1) 社会福祉、獣医師、建築及び保健師 164,640円
- (2) 機械技術、学芸員(美術)、学芸員(人文)及び学芸員(自然) 169,056円
- (3) 保育士及び司書 143,232円
- (4) 薬剤師 170,304円
- (5) 診療放射線技師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 159,648円
- (6) 文化財主事 184,320円
- (7) 船舶乗組員(航海士)、船舶乗組員(通信長)及び船舶乗組員(司ちゅう員) 133,920円

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

- (1) 年齢要件は、次のとおりであること。
 - ア 獣医師 昭和43年4月2日以降に生まれた者
 - イ 建築及び機械技術
 - (ア) 昭和47年4月2日から昭和56年4月1日までに生まれた者
 - (イ) 昭和56年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)を卒業したもの若しくは平成15年3月31日までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員会がこれと同等の資格があると認めるもの
 - ウ 学芸員(美術)、学芸員(人文)、学芸員(自然)、文化財主事、船舶乗組員(航海士)、船舶乗組員(通信長)及び船舶乗組員(司ちゅう員)
 - 昭和38年4月2日以降に生まれた者
 - エ 司書 昭和27年4月2日以降に生まれた者
 - オ アからエまでに掲げる職種以外のもの 昭和47年4月2日以降に生まれた者
- (2) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に定める資格を有すること。

試験の種類	資 格
社 会 福 祉	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号に掲げる社会福祉主事の資格を有する者又は平成15年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者であること。

獣 医 師	獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師に係る免許を受けた者又は平成15年3月31日までに受ける見込みの者であること。
保 健 師	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条の規定による保健師に係る免許を受けた者又は平成15年4月30日までに受ける見込みの者であること。
保 育 士	児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第1項に規定する保育士の資格を有する者又は平成15年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者
薬 剤 師	薬剤師法（昭和35年法律第146号）第2条の規定による薬剤師に係る免許を受けた者又は平成15年5月31日までに受ける見込みの者であること。
診 療 放 射 線 技 師	診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第3条の規定による診療放射線技師に係る免許を受けた者又は平成15年5月31日までに受ける見込みの者であること。
理 学 療 法 士	理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条の規定による理学療法士に係る免許を受けた者又は平成15年5月31日までに受ける見込みの者であること。
作 業 療 法 士	理学療法士及び作業療法士法第3条の規定による作業療法士に係る免許を受けた者又は平成15年5月31日までに受ける見込みの者であること。
言 語 聴 覚 士	言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第3条の規定による言語聴覚士に係る免許を受けた者又は平成15年5月31日までに受ける見込みの者であること。
学 芸 員 （ 美 術 ）	美学若しくは美術史を専攻して大学を卒業した者若しくは平成15年3月31日までに卒業見込みの者又は美学若しくは美術史を専攻して大学院を修了した者若しくは平成15年3月31日までに修了見込みの者で、博物館法（昭和26年法律第285号）第5条第1項の学芸員の資格を有するもの又は平成15年3月31日までにこの資格を取得する見込みのものであること。
学 芸 員 （ 人 文 ）	日本史学を専攻して大学を卒業した者若しくは平成15年3月31日までに卒業見込みの者又は日本史学を専攻して大学院を修了した者若しくは平成15年3月31日までに修了見込みの者で、博物館法第5条第1項の学芸員の資格を有するもの又は平成15年3月31日までにこの資格を取得する見込みのものであること。
学 芸 員 （ 自 然 ）	動物学を専攻して大学を卒業した者若しくは平成15年3月31日までに卒業見込みの者又は動物学を専攻して大学院を修了した者若しくは平成15年3月31日までに修了見込みの者で、博物館法第5条第1項の学芸員の資格を有するもの又は平成15年3月31日までにこの資格を取得する見込みのものであること。
文 化 財 主 事	考古学若しくは歴史学を専攻して大学を卒業した者若しくは平成15年3月31日までに卒業見込みの者、考古学若しくは歴史学を専攻して大学院を修了した者若しくは平成15年3月31日までに修了見込みの者又は埋蔵文化財の発掘調査員として1年以上の経験を有する者であること。
司 書	図書館法（昭和25年法律第118号）第5条第1項の司書の資格を有する者又は平成15年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者であること。
船舶乗組員（航海士）	船舶職員法（昭和26年法律第149号）第4条第1項の規定による海技士（航海）（同法第5条第1項第1号に掲げる一級海技士（航海）及び二級海技士（航海）に限る。）に係る免許を受けた者又は平成15年3月31日までに受ける見込みの者であること。
船舶乗組員（通信長）	次のいずれにも該当する者であること。 （1）船舶職員法第4条第2項の海技士（電子通信）（同法第5条第1項第4号に掲げる一級海技士（電子通信）及び二級海技士（電子通信）に限る。）

	に係る免許を受けた者又は平成15年3月31日までに受ける見込みの者 (2) 電波法(昭和25年法律第131号)第40条第1項第1号に掲げる第一級総合無線通信士若しくは第二級総合無線通信士の資格を有する者又は平成15年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者
船舶乗組員(司ちゆう員)	次のいずれかに該当する者であること。 (1) 船舶料理士に関する省令(昭和50年運輸省令第7号)第2条第1項の船舶料理士の資格を有する者又は平成15年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者 (2) 調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1項に規定する調理師の免許を受けた者又は平成15年3月31日までに受ける見込みの者

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)による永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)による特別永住者

(注)1 平成15年3月31日までに永住者又は特別永住者となる見込みの者を含む。

2 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

ア 文化財主事に係る試験種目

教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式)及び実技試験

イ 文化財主事以外の職種に係る試験種目

教養試験(多肢選択式)及び専門試験(多肢選択式)

(2) 試験の期日

平成15年3月1日(土)及び同月2日(日)

(3) 試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

鳥取市立北中学校 鳥取市東町三丁目371-1

7 第2次試験

(1) 試験種目

ア 論文試験又は作文試験

イ 面接試験

ウ 適性検査

(2) 試験の期日

平成15年3月9日(日)から同月11日(火)まで

(3) 試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟会議室 鳥取市東町一丁目220

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成15年3月5日(水)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にてその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成15年3月17日(月)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

採用は、原則として平成15年4月1日の予定である。

なお、5の(2)の表の左欄に掲げる試験に合格した者のうち、平成15年3月31日までに同表の右欄に定める資格又は免許を取得し、又は受けることができない者にとっては、当該資格又は免許を取得し、又は受けた日以降の採用となる。

また、5の(2)及び(3)に定める期日までにこれらに定める資格又は免許を取得し、又は受けることができなければ、この試験に合格しても採用されない。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。

なお、申込みができる試験の種類は、一つに限る。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成15年2月6日(木)から同月21日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成15年2月21日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県境港水産物地方卸売市場の清掃業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

境港市昭和町及び岬町 鳥取県境港水産物地方卸売市場

(4) 履行期間

平成15年4月1日から平成18年3月31日まで

(5) 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第64号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成15年2月21日（金）午後5時までに提出すること。

(3) 平成15年2月4日（火）から同年3月18日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県境港水産事務所

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒684 - 0034 境港市昭和町9 - 7

鳥取県境港水産事務所

電話 0859 - 42 - 3167（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成15年2月4日（火）から同年2月21日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成15年2月14日(金)午後1時30分

鳥取県営境港水産物地方卸売市場会議室(2号上屋2階)

必要に応じて、現場の下見を行う。

(4) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年3月18日(火)午後1時30分(ただし、郵便による入札書の受領期間は、同月17日(月)午後5時までとする。)

鳥取県営境港水産物地方卸売市場会議室(2号上屋2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成15年2月21日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning of the Prefectural Sakaiminato Fishery Regional Wholesale Market, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM 21, February, 2003

(3) Date and time for tender submission : 1 : 30 PM 18, March, 2003 (Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5 : 00 PM 17, March, 2003)

(4) Please contact : Tottori Prefecture Fisheries Office of Sakaiminato 9 - 7 Showa - machi, Sakaiminato - shi, Tottori Prefecture 684 - 0034 Japan, TEL : 0859 - 42 - 3167

